

鹿野川ダム操作規則

国四整訓第11号
平成24年4月24日

鹿野川ダム操作規則

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第10条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第11条・第12条）
- 第4章 洪水調節等（第13条～第20条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第21条～第26条）
- 第6章 点検、整備等（第27条～第29条）
- 第7章 雜則（第30条）

附 則

第1章 総 則

（通則）

第1条 鹿野川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 鹿野川ダムは、洪水調節及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒600立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期及び非洪水期）

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

（水位）

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（平常時最高貯水位）

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高86.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（洪水時最高水位）

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高89.0メートルとし、第16条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

- | | |
|---|------------|
| 一 7月1日から9月30日までの期間 | 標高84.0メートル |
| 二 6月16日から6月30日までの期間及び10月1日から10月15日までの期間 | 標高86.0メートル |

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高72.0メートルとする。

(予備放流水位)

第10条 予備放流水位は、標高81.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節は、標高81.0メートルから標高89.0メートルまでの容量16,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、第8条第1号に掲げる期間にあっては、標高84.0メートルから標高87.0メートルまでの容量6,200,000立方メートル、同条第2号に掲げる期間にあっては、標高86.0メートルから標高87.0メートルまでの容量2,100,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高86.0メートルから標高87.0メートルまでの容量2,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、第8条第1号に掲げる期間にあっては、標高72.0メートルから標高84.0メートルまでの容量19,100,000立方メートル、同条第2号に掲げる期間にあっては、標高72.0メートルから標高86.0メートルまでの容量23,300,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高72.0メートルから標高86.0メートルまでの容量23,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 山鳥坂ダム工事事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 松山地方気象台から南予北部地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されたとき。
二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
2 所長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 國土交通省大洲河川国道事務所、松山地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検並びに整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

(予備放流)

第15条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒600立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

- 第16条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。
ただし、水位が標高87.5メートル以上にある場合で気象、水象その他の状況により特に必要があると認める時は、この限りでない。
- 一 流入量が毎秒600立方メートルを超えた時は、毎秒600立方メートルの水量をダムから放流すること。
 - 二 前号の方法により放流を行っている場合にあって、水位が標高84.0メートルに等しくなった時に、なお流入量が増加している場合は、すみやかに毎秒850立方メートルの水量まで放流量を増加すること。
ただし、当該時点での流入量が減少している場合は前号の放流量を継続すること。
なお、放流量を増加している途中において、流入量が放流量と等しくなったときは流入量に相当する水量を放流すること。また、放流量を増加している途中において、流入量が減少し始めた時以降は当該時点の放流量を継続すること。
 - 三 前号本文の方法による操作の後、流入量が最大となる時までは、ゲート等を放流量が毎秒850立方メートルの水量に達した時点における開度に保ち放流すること。
 - 四 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、流入量が放流量と等しくなるまで当該時点の放流量を継続すること。
 - 五 前号の方法により放流を行っている場合にあって、流入量が再び増加した時以降は、ゲート等を当該時点の開度を保ち放流すること。
 - 六 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時から流入量が同条で定める放流量の限度の水量と等しくなるまでの間にあっては、流入量に相当する水量を放流すること。
 - 七 前号の方法による操作の後は、1号から6号に定める方法により放流を行うこと。

(洪水調節等の後における水位の低下)

- 第17条 所長は、前条本文の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が、洪水期にあっては洪水貯留準備水位、非洪水期にあっては平常時最高貯水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後においては前条本文第1号から第5号までに定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては毎秒600立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。なお同条第4号の操作の後、水位の低下のため放流を行っている場合にあっては、水位が標高84.0メートルを下回った時以降の最大の放流量の限度は、毎秒600立方メートルとする。
- ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる

(洪水に達しない流水の調節)

- 第18条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

- 第19条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

- 第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

- 第21条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。
- 一 第8条第1号に掲げる期間に移行するに際し、水位を洪水貯留準備水位に低下させるとき。
 - 二 第27条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の制限は、毎秒600立方メートルとする。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動が生じないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては、当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量からそれぞれ肱川発電所（以下「発電所」という。）の使用水量を控除した量を超えてはならない。

(放流量等の決定)

第24条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合には、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合において、当該ダムからの放流が第21条第1号の規定による放流であるときは、あらかじめ、発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第25条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第26条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第27条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第28条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第29条 所長は、ゲート等を操作し、第27条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雜 則

(細則)

第30条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月24日から適用する。